

第103号議案

公の施設の指定管理者の指定について

自然公園内県営公園施設条例（昭和32年長崎県条例第20号）第2条の規定により、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称	指定の期間
雲仙公園テニスコート	雲仙市小浜町雲仙500番地1 株式会社 青雲荘 代表取締役社長 長橋 慶治	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで
大浜園地休憩施設	佐世保市宇久町平1926番地 株式会社 丸勝興産 代表取締役 森田 清文	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで
金泉寺山小屋及び野営施設	諫早市多良見町野川内31番地 多良岳金泉寺山小屋の会 会長 川原 康廣	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで

令和5年11月27日提出

長崎県知事 大石 賢 吾

（提案理由）

自然公園内県営公園施設の指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項及び自然公園内県営公園施設条例第5条の規定により、あらかじめ議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。